

(別紙 1)

仕様書

1 件名

下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載業務

2 内容

下関市職員が業務で使用する庁内イントラネットパソコンの起動時画面の広告掲載スペースに、広告の掲載を希望する者を募集及び選定し、掲載する広告画像(紙媒体及び電子データ)等を作成のうえ、下関市に提出するもの。

3 広告掲載取扱基準

別添「下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載取扱基準」のとおり

4 規格等

(1) 表示場所

庁内イントラネットパソコンの起動時画面

(2) 表示台数

約 2,240 台

(3) 表示サイズ

パソコン画面の約 60%

(4) 表示頻度

起動時等に毎回表示

(5) 表示期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(6) 表示時間及び方法

ア パソコンの起動時約 15 秒間又は職員が画面上の「広告終了」ボタンを押すまでの間。

イ 広告画像は、3 秒で切り替わる。1 画像しか無い場合は、継

続して表示される。

ウ 広告画像は1回の表示につき、4画像まで設定可能。

(7) 広告用データ

- ア データの形式 JPEG 形式(拡張子は「.JPG」とする)
- イ データの解像度 横 857 ピクセル×縦 600 ピクセル
- ウ データの容量 300KB 以下
- エ データの色 カラー

(8) その他

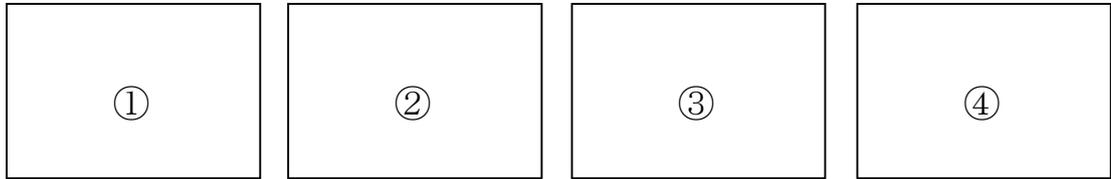
- ア ホームページにリンクする機能はない。
- イ 広告画像内には、広告の表示を明記すること。
- ウ 1ヶ月に2回、広告画像を変更することができる。
- エ 広告画像は広告取扱業者側で作成し、その広告を掲載する月の前の月の20日(土日祝祭日の場合は、翌開庁日)までに下関市に提出し、承認を受けるものとする。
なお、4月掲載を希望する場合は、契約締結後速やかに提出することとし、掲載開始日は下関市の承認後とする。
- オ 広告画像の作成にかかる費用等は、広告取扱業者側で負担すること。

5 広告表示イメージ



- (1) パソコンの起動時等の待機画面を利用し、最前面に表示される。

- (2) 広告を切り替えたくない場合又は次の広告に進みたい場合は、
左下の「一時停止」又は「次の広告」ボタンで操作可能。
- (3) 広告からホームページ等へリンクする機能はない。
- (4) 広告画像の表示順



- ア 提出された広告画像に番号を振り、最初に表示される画像がランダムで選択され、以降番号順に周回する(例：②→③→④→①)。
- イ 最初に表示される広告画像は、対象のパソコンごと及びパソコンの起動等ごとにランダムに選択されるため、表示順の指定や統一はできない。

6 その他

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」に従い業務を履行すること。